

旅客営業規則等の改定について

当社では、一部規則について、下記のとおり改定させていただきます。

記

1 改定規則

- (1) 旅客営業規則
- (2) 旅客営業基準規程

2 改定日

令和5年4月1日（土）初電より

3 改定内容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

(9:00～17:20)

「旅客営業規則」新旧対照表

現行	改定
<p>「旅客営業規則」 (抜粋)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 { 片道乗車券 往復乗車券</p> <p>(2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券</p> <p>(3) 回数乗車券 { 普通回数乗車券 オフタイム回数乗車券</p> <p>(4) 1日乗車券 当日券・前売り券</p> <p>(5) 団体乗車券 1枚券・数取券</p> <p>(6) 特殊割引乗車券 { 普通乗車券(片道・往復) 普通回数乗車券 定期乗車券</p> <p>第4節 回数乗車券の発売</p> <p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第29条 普通回数乗車券は11券片とし、旅客が同一運賃区間をしばしば乗車する場合に発売する。</p> <p>(オフタイム回数乗車券の発売)</p> <p>第29条の2 オフタイム回数乗車券は13券片とし、旅客(小児・特殊割引を除く)が同一運賃区間を当社が指定する平日ダイヤの10時から16時までの間に旅行開始、もしくは土・休日ダイヤ運行日にしばしば乗車する場合に限定して発売する。</p> <p>第4節 回数旅客運賃</p> <p>(回数旅客運賃)</p> <p>第52条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人の普通回数旅客運賃、オフタイム回数旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。</p> <p>(2) 小児の普通回数旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。</p> <p>2 第30条の規定により通学割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 第30条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について2割引</p> <p>(2) 第30条第1項第2号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について5割引</p>	<p>「旅客営業規則」 (抜粋)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 { 片道乗車券 往復乗車券</p> <p>(2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券</p> <p>(3) 回数乗車券 通学用割引回数乗車券</p> <p>(4) 1日乗車券 当日券・前売り券</p> <p>(5) 団体乗車券 1枚券・数取券</p> <p>(6) 特殊割引乗車券 { 普通乗車券(片道・往復) 普通回数乗車券 定期乗車券</p> <p>第4節 回数乗車券の発売</p> <p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p>第29条 《削除》</p> <p>(オフタイム回数乗車券の発売)</p> <p>第29条の2 《削除》</p> <p>第4節 回数旅客運賃</p> <p>(回数旅客運賃)</p> <p>第52条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。</p> <p>第30条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって回数旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 第30条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通旅客運賃を10倍した額に対して2割引した額</p> <p>(2) 第30条第1項第2号に規定する学生に対しては、大人普通旅客運賃を10倍した額に対して5割引した額</p>

第6節 特殊割引旅客運賃

(特殊割引旅客運賃)

第55条

(3) 特殊割引回数旅客運賃

第52条第1項に規定する普通回数旅客運賃の5割を割引する。

第4節 回数乗車券の様式

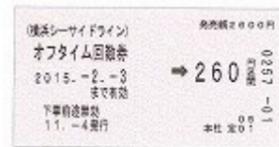
(回数乗車券の様式)

第73条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 普通回数乗車券 大人用・小児用



(2) オフタイム回数乗車券



第6節 特殊割引旅客運賃

(特殊割引旅客運賃)

第55条

(3) 特殊割引回数旅客運賃

片道特殊割引普通旅客運賃を10倍した額とする。

第4節 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第73条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 普通回数乗車券 大人用・小児用

《削除》

(2) オフタイム回数乗車券

《削除》

「旅客営業基準規程」新旧対照表

現行	改定
<p>「旅客営業基準規程」 (抜粋)</p> <p>(乗車券の番号)</p> <p>第 47 条 乗車券には、次の各号により循環番号を付加するものとする。</p> <p>(1) 普通乗車券(片道・往復), 回数乗車券(<u>普通・オフタイム</u>), 1 日乗車券(当日・前売り券)および団体乗車券 (数取券・一枚券) 0001~9999~0000~0001 まで</p> <p>(2) 定期乗車券 000001~999999~000000~000001 まで</p> <p>(回数乗車券の発行方)</p> <p>第 52 条 回数乗車券は, <u>自動券売機または</u>係員定期券発行機によって発行する。</p> <p>(特殊割引回数乗車券の発行方)</p> <p>第 57 条 規則第 42 条の規定により特殊割引回数乗車券を発行するときは, <u>自動券売機または</u>係員定期券発行機により乗車券の表面に「割」の表示をして発行する。</p>	<p>「旅客営業基準規程」 (抜粋)</p> <p>(乗車券の番号)</p> <p>第 47 条 乗車券には、次の各号により循環番号を付加するものとする。</p> <p>(1) 普通乗車券(片道・往復), 回数乗車券, 1 日乗車券(当日・前売り券)および団体乗車券 (数取券・一枚券) 0001~9999~0000~0001 まで</p> <p>(2) 定期乗車券 000001~999999~000000~000001 まで</p> <p>(回数乗車券の発行方)</p> <p>第 52 条 回数乗車券は, 係員定期券発行機によって発行する。</p> <p>(特殊割引回数乗車券の発行方)</p> <p>第 57 条 規則第 42 条の規定により特殊割引回数乗車券を発行するときは, 係員定期券発行機により乗車券の表面に「割」の表示をして発行する。</p>